

## 群馬県移住支援金事業：関係人口の定義について(R7.4.1更新)

※令和7年度の国の制度改正により、全ての市町村で関係人口の要件が設定されました。

1	前橋市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本市に居住歴のある者</li> <li>2 転入日より前から本市に親族が居住している者</li> <li>3 本市に通勤歴・通学歴がある者</li> <li>4 本市へのふるさと納税を直近5年間のうち2年以上している者</li> </ol> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本市の農林水産業に就業する者</li> <li>2 家業等へ就業する者</li> <li>3 前橋市創業サポート総合制度の利用対象通知を受けた者</li> <li>4 まちなか開業支援補助金の交付決定を受けた者</li> <li>5 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に参加し、移住後も継続する意向がある者</li> </ol>
2	高崎市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①本市に本店、又は支店が存する企業等に勤務歴がある者</li> <li>②本市で生産された物品等の直接取引を行っている者</li> <li>③本市に通勤・通学歴がある者</li> <li>④本市に居住歴がある者</li> <li>⑤本市に親族が居住している者</li> </ol> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①農林水産業に就業する者</li> <li>②家業等へ就業する者</li> <li>③高崎市内に本店を置く企業等に就業する者(市外の事業所に勤務する者を含む) ただし、高崎市内の支店等に就業する者で、以下のいずれかに該当する者は対象となる。 ・群馬県内に本店を置く企業等に就業する者 ・群馬県外に本店を置く企業等に地域限定型採用等で就業する者</li> <li>④自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者</li> </ol>
3	桐生市	<p>関係人口に関する要件について、市への移住相談を行い、かつ次に掲げる事項のいずれかに該当すること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業の許可又は届出を要する事業を除く。</p> <p>(ア) 市が指定する商工振興施策を利用し、個人事業の開業又は法人の設立を行っていること。</p> <p>(イ) 市が指定する商工振興施策を利用し、個人事業又は法人の事務所を移転し、引き続き当該個人又は法人の事業活動を行っていること。</p> <p>(ウ) 市が指定する商工振興施策を利用し、事業を承継し、経営者又は代表者の変更を行っていること。</p> <p>(エ) 農林水産業に就業すること。</p> <p>(オ) 家業等に就業すること。</p> <p>(カ) 市内に事業所を有する企業等に正規従業員として就業すること。</p>
4	伊勢崎市	<p>・本市への転入時に受給申請者の年齢が45歳以下である者で、以下の【支給対象者の要件】のいずれかの項目に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかの項目に該当する者。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①本市に5年以上居住歴がある者</li> <li>②市内に住宅(新築・建売・中古(空き家含む))を取得し、居住する者</li> <li>③本市へのふるさと納税を転入前5年間のうち、通算2年以上行っている者</li> </ol> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①農林水産業に就業する者。</li> <li>②家業等へ就業する者。</li> <li>③市内にある事業所に正規職員として雇用された者</li> </ol>
5	太田市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転入前、本市に連続して1年以上の居住歴がある者(世帯員でも可)</li> <li>・転入前、本市に連続して1年以上の通勤歴・通学歴がある者(世帯員でも可)</li> <li>・本市内に住宅(新築・建売・中古住宅購入)を取得し、居住する者</li> </ul> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業に就業する者。</li> <li>・家業等へ就業する者。</li> <li>・群馬県内または本市に隣接する自治体内にある企業等に正規従業員として就業する者。</li> </ul>
6	沼田市	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①直近3年間に、本市へのふるさと納税の寄附実績があること。</li> <li>②年齢が50歳未満であること。</li> <li>③次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ア. 本市の移住相談会に参加したことがあること。 イ. 本市が実施する「ぬまた暮らしの家トライアルハウス」を利用し、又は「ぬまた暮らしトライアルステイ補助金」を受給したことがあること。 ウ. 本市や地域づくり団体に関わる地域づくり活動、地域の自治会行事又は地域イベントに継続的に協力していること。</li> <li>④農林水産業に就職すること。</li> </ol>

## 群馬県移住支援金事業：関係人口の定義について(R7.4.1更新)

※令和7年度の国の制度改正により、全ての市町村で関係人口の要件が設定されました。

7	館林市	<p>本市への転入時に年齢が50歳未満の者であって、下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本市へのふるさと納税を直近5年間のうち、通算3年以上行っていること。</li> <li>2 本市が実施する行事やイベント等の企画運営等に携わったことがあること。</li> <li>3 本市に3年以上、居住したことがある、又は通勤若しくは通学したことがあること。</li> <li>4 本市に3親等以内の親族が居住している、又は居住していたこと。</li> <li>5 本市内に住宅を取得したこと。</li> </ol> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本市が実施する行事やイベント等の企画運営等に携わったことがあり、移住後も携わる意向があること。</li> <li>2 本市内で営む農林水産業に就業したこと。</li> <li>3 本市内に本社を有する企業に就職したこと、又は本市以外に本社等がある企業に就職し、本市内の事業所に勤務したこと。</li> <li>4 本市内に住宅を取得し、地域の自治会行事や地域イベント等に参加する意向があること。</li> </ol>
8	渋川市	<p>下記【支給対象者の要件】全てに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)40歳未満</li> <li>(2)渋川市お試し滞在費補助金制度利用者または、本市へのふるさと納税を直近5年間のうち2年以上している者</li> <li>(3)アまたはイのいずれか             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 小規模特認校へ入学する子と同居する扶養義務のある転入者</li> <li>イ 住宅(新築、建売・中古住宅購入)取得転入者</li> </ol> </li> </ol> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の農林水産業に就業する者</li> <li>・市内に本社がある企業等に正規従業員として就業する者</li> </ul>
9	藤岡市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住宅(新築・建売・中古(空き家含む))を取得した者。</li> <li>・市内に本社がある企業に正規職員として雇用された者。</li> </ul> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業に就業する者。</li> <li>・自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加する意向がある者。</li> </ul>
10	富岡市	<p>39歳以下の方(申請時)で、下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本市へのふるさと納税を直近3年間のうち2年以上していること。</li> <li>2 本市に住宅(新築、建売、中古住宅購入)を取得し転入をしたこと。</li> <li>3 本市が主催または後援する移住交流事業への参加経験があること。</li> <li>4 本市移住体験住宅の利用経験があること。</li> </ol> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林水産業に就業する者。</li> <li>2 家業等へ就業する者。</li> <li>3 市内企業、市内団体等に勤務する者。</li> <li>4 移住後、自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に参加する意向がある者。</li> </ol>
11	安中市	<p>下記の【支給対象者の要件】及び【地域の担い手確保の要件】をいずれも満たすこと。</p> <p>【支給対象者の要件】 次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市に居住経験のある者</li> <li>・本市に通学又は通勤経験のある者</li> <li>・本市へ転入した日の属する年の前年までの5年間のうち、本市へふるさと納税を3年以上行っている者</li> <li>・本市において住宅を取得し、居住する者</li> </ul> <p>【地域の担い手確保の要件】 本市の区域内における就業又は活動等であって、次のいずれかに該当すること。ただし、就業においては、所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業に就業する者</li> <li>・家業等へ就業する者</li> <li>・本市が認めた企業に正規職員として就業する者</li> <li>・本市や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組におおむね3箇月に一度以上の頻度において継続的に参加しており、移住後も継続する意向がある者</li> </ul>
12	みどり市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みどり市へのふるさと納税者</li> <li>・「みどり市ふるさと応援団」団員</li> <li>・市内で住宅を取得した方</li> </ul> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内企業に就職した方(40歳未満の者に限る)</li> <li>・農林水産業に就業する方</li> </ul>

## 群馬県移住支援金事業：関係人口の定義について(R7.4.1更新)

※令和7年度の国の制度改正により、全ての市町村で関係人口の要件が設定されました。

13	榛東村	<p>本村への転入時に年齢が45歳未満の者であり、下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当する【支給対象者の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 榛東村のふるさと納税を本申請の日が属する年度を含む直近5年間のうち3年以上寄附実績がある者。</li> <li>2. 村に住民票を置き、過去に1年以上継続して居住したことがある者。</li> <li>3. 当村に所在する住宅(新築、中古、空き家)取得転入者。</li> </ol> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農林水産業に就業する者。</li> <li>2. 家業等へ就業する者。</li> </ol>
14	吉岡町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吉岡町へのふるさと納税を直近5年間のうち、通算3年以上行っている者</li> <li>・吉岡町の魅力発信に関する事業に参加している者。</li> </ul> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業に就業する者。</li> <li>・家業等へ就業する者。</li> <li>・吉岡町内の福祉施設等に就労している、または就労する意向がある者。</li> </ul>
15	上野村	<p>上野村が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、以下、「支給対象者の要件」全てに該当し、かつ、「地域の担い手確保の要件」のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①上野村内小中学校に入学する子と同居する扶養義務のある転入者</li> <li>②転入時点で年齢が45歳以下の転入者</li> <li>③10年以上当村に定住する意思のある転入者</li> </ol> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①農林水産業に就業する転入者</li> <li>②上野村の持続に資する職業として、上野村が認めた仕事に従事する転入者</li> </ol>
16	神流町	<p>神流町へのふるさと納税者であり、50歳未満の方のうち、下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅(新築、中古住宅、空き家)取得転入者</li> <li>・18歳以下と同居する扶養義務のある転入者</li> <li>・神流町産業振興支援補助金の交付決定を受けた転入者</li> </ul> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業に就業する者。</li> <li>・家業等へ就業する者。</li> <li>・神流町が認めた企業に就業した者。</li> </ul>
17	下仁田町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれにも該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①本町への転入時に年齢が40歳未満であること。</li> <li>②直近3年間で当町へのふるさと納税の寄附実績があること。</li> <li>③当町に所在する住宅(新築、建売、中古住宅等)を取得していること。</li> </ol> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業に就業する者。</li> <li>・家業等へ就業する者。</li> </ul>
18	南牧村	<p>下記の【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 南牧村に1年以上継続して住所を有していた実績のある者。</li> <li>2 南牧村に3親等以内にあたる親族が居住している者。</li> <li>3 南牧村に通算3年以上の通勤の実績がある者。</li> <li>4 南牧村に転入前5年間に於いて、ふるさと納税制度を利用し通算3年以上本村に寄附実績がある者。</li> </ol> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 村内で農林水産業に就業する者。</li> <li>2 村内の介護施設へ就業する者。</li> <li>3 南牧村商工会に加盟している事業所等へ就業する者。</li> </ol>
19	甘楽町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれにも該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①申請日時点で年齢が50歳未満であること。</li> <li>②当町へのふるさと納税を直近5年間のうち3年以上していること。</li> <li>③当町に所在する住宅(新築、建売、中古住宅等)を取得していること。</li> </ol> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①農林水産業へ就業していること。</li> <li>②家業等へ就業する者。</li> <li>③町内にある事業所に正規職員として雇用された者</li> </ol>

## 群馬県移住支援金事業：関係人口の定義について(R7.4.1更新)

※令和7年度の国の制度改正により、全ての市町村で関係人口の要件が設定されました。

20	中之条町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請の属する年を含む直近3年間に当町へのふるさと納税の寄附実績があること。</li> <li>・当町に所在する住宅(新築、建売、中古住宅等)を取得していること。</li> <li>・町に住民票を置き、過去に1年以上継続して居住したことがあること。</li> </ul> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業に就業する者</li> <li>・家業等へ就業する者</li> <li>・中之条町が認めた企業に就業した者</li> <li>・自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者</li> </ul>
21	長野原町	<p>支給対象者の要件の全てを満たし、かつ地域の担い手の確保の要件のいずれかに該当すること。</p> <p>(支給対象者の要件)</p> <p>(ア)当町に所在する住宅(新築、建売、中古住宅等)を取得又は賃貸していること。</p> <p>(イ)申請日時点で申請者が50歳未満であること。</p> <p>(地域の担い手の確保の要件)</p> <p>(ア)農林水産業に就業する者</p> <p>(イ)勤務地限定型社員として町内に勤務していること。</p> <p>(ウ)長野原町起業支援補助金の交付を受け起業した者</p> <p>(エ)申請日時点において申請者と同一世帯員が町内の認定こども園若しくはプリスクールに入園又は町立学校若しくは私立学校に入学していること。</p>
22	嬭恋村	<p>【支給対象者要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請の属する年を含む直近3年間に嬭恋村へのふるさと納税の寄附実績があり、申請の属する年度の初日において50歳未満の者のうち、以下に掲げる事項のいずれかに該当する者</li> </ul> <p>①農業に新規就農もしくは就業した者</p> <p>②村内に本店もしくは事業所のある企業などで、村内事業所に就業し、次に掲げる事項のいずれにも該当すること</p> <p>a就業者にとって3親等以内の親族が、代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている企業等への就業でないこと。</p> <p>b勤務時間が週20時間以上の無期限雇用契約に基づき就業し、本申請日から5年以上継続して勤務する意志を有していること</p> <p>c転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること</p>
23	草津町	<p>当町に転入時に年齢が50歳未満の者であって、次に掲げる事項のいずれも満たすこと。</p> <p>(ア)草津町に居住経験のある者</p> <p>(イ)家業を継承する者又は農林業に就業する者</p>
24	高山村	<p>【支給対象者要件】</p> <p>本村の移住定住お試し住宅を利用したことがある者または継続して3ヶ月以上、本村の移住定住コーディネーターへの移住相談を行っている者で、地域の担い手確保の要件のいずれかに該当する者。</p> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村内の農林水産業に就業する者</li> <li>・村内の家業等へ就業する者</li> <li>・村内で起業する者</li> <li>・村内の企業に就業する者</li> </ul>
25	東吾妻町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町に居住歴がある者</li> <li>・本町に親族が居住している者</li> </ul> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内で農林水産業に就業する者。</li> <li>・家業等へ就業する者。</li> </ul>
26	片品村	<p>本村への転入時の年齢が40歳以下であり、下記の(1)(2)の要件の全てに該当すること。</p> <p>かつ、地域の担い手確保の要件のいずれかに該当すること。</p> <p>(1)直近3年間で本村のふるさと納税の寄附実績がある。</p> <p>(2)本村に所在する住宅(新築、中古住宅等)を取得している。</p> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業に就業する者。</li> <li>・家業等へ就業する者。</li> <li>・片品村が認めた企業に就業した者。</li> </ul>
27	川場村	<p>下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <p>川場村へのふるさと納税の直近3年間に寄附実績がある45歳未満の者。</p> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業に就業する者。</li> <li>・家業等へ就業する者。</li> <li>・群馬県内にある企業及び団体に就業する者。</li> </ul>
28	昭和村	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅(新築、建売・中古住宅購入)取得転入者</li> <li>・昭和村へのふるさと納税実績がある</li> </ul> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業に就業するもの。</li> <li>・家業等へ就職するもの。</li> </ul>

群馬県移住支援金事業：関係人口の定義について(R7.4.1更新)

※令和7年度の国の制度改正により、全ての市町村で関係人口の要件が設定されました。

29	みなかみ町	<p>下記【支給対象者に関する要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者に関する要件】 宅地建物取引業者による仲介によって住宅(新築、中古住宅購入等)取得転入者 (地域の担い手確保の要件) ・農林水産業に就業する者 ・家業等へ就業する者 ・みなかみ町に本店又は支店が存する企業に勤務している者 ・自治会や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に参加する意思があり、移住後も継続する意向のある者</p>
30	玉村町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】…下記のいずれかを満たしている方; 1. 過去、玉村町に5年以上居住したことがある転入者 2. 申請者本人が居住するための住居を購入、建築し転入した者 3. 過去直近5年のうち、ふるさと納税を2年以上行った者</p> <p>【地域の担い手確保の要件】…下記のいずれかを満たしている方: 1. 農林水産業に就業する者 2. 家業等へ就業する者 3. 玉村町内に本社がある企業に就職した者。ただし、実際の勤務先が玉村町内の事業所のみならず、群馬県内の他市町村の事業所でも可とするが、居住する自宅から通勤可能な範囲の事業所のみとする。 4. 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に参加する意思があり、移住後も継続する意向のある者。</p>
31	板倉町	<p>板倉町へのふるさと納税の納税者、板倉町への居住歴がある人、板倉町に通勤・通学歴がある人又は板倉町に親族が居住している人のうち、下記のいずれの条件も満たしていること。ただし、(2)の2に該当した場合は、(1)と(2)に該当していること。</p> <p>(1)次に掲げる事項のいずれかに該当していること 1. 支給申請者の年齢が50歳未満であること 2. 支給申請者の配偶者の年齢が50歳未満であること 3. 支給申請者が、同一世帯において15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育していること</p> <p>(2)次に掲げる事項のいずれかに該当していること 1. 板倉町住宅取得支援事業補助金交付要綱(平成27年板倉町告示第69号)第10条に規定する補助金額の確定を受けていること(対象住宅の所有が共有に係るものである場合は、全ての共有者を含む) 2. 就農転入者 (3)次に掲げる事項のいずれかに該当していること 1. 農林水産業に就業すること 2. 家業等へ就業すること 3. 群馬県内の企業へ就業すること 4. 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に参加する意志があること</p>
32	明和町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】 ・明和町の移住イベントに参加経験を有する者。 ・地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・明和町に居住経験のある者。</p> <p>【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。 ・家業等へ就業する者。 ・明和町で起業する者。 ・明和町が認めた企業に就業した者。 ・明和町等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。</p>
33	千代田町	<p>【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、ふれあいタウンちよだ分譲地を購入していること。かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】 ア 本町に「ふるさと応援寄附金」を行っていること。 イ 本町が実施した「千代田町周遊ツアー」に参加していること。 ウ 本町が開催した「ちよだ利根川おもてなしマラソン」に参加していること。</p> <p>【地域の担い手確保の要件】 ア 農林水産業に就業する者。 イ 家業等へ就業する者。 ウ 群馬県内にある企業及び団体に就業した者。 エ 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動等に参加しており、移住後も継続する意向がある者。</p>
34	大泉町	<p>下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】 申請日において49歳以下で、本町への転入に伴い町内に住宅(新築、建売及び中古住宅をいいます。)を取得しており、かつ、次のいずれかに該当する者。 ・過去に本町に5年以上継続して住所を有していたことがある者。 ・申請日の属する年度を含む直近5年間のうち、3年以上本町にふるさと納税を行っている者。</p> <p>【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。 ・家業等へ就業する者。 ・自治体や自治会等が関わる地域活動に恒常的に参加する意向がある者。</p>
35	邑楽町	<p>下記【支給対象者の要件】の全て該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】 1. 申請の日が属する年度を含む直近5年間のうち3年以上邑楽町へふるさと納税の寄附実績がある者 2. 住宅(新築、建売・中古住宅購入)取得転入者</p> <p>【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者 ・自治会に加入し、引き続き自治会活動に参加する意向がある者</p>